



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 2月 4日 金曜日 第1630号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	135
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び一部事務組合の規約の変更の許可.....	135
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の許可.....	135
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可（2件）.....	135
救急病院の協力申出（2件）.....	136
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	137
貸金業者の登録取消し.....	137
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	138
新たな土地改良事業の施行の認可.....	138
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	138
肥料登録有効期間の更新.....	139
愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正.....	139
公有水面埋立地の用途変更の許可申請.....	139
公共測量の終了の通知.....	140
道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....	140
道路の区域変更（県道松山川内線）.....	141
道路の区域変更（県道松山港内宮線）.....	141
道路の供用開始（一般国道441号）.....	141
道路の区域変更（県道蔵川大谷線）.....	141
道路の区域変更（県道日向谷高野子線）.....	142
道路の供用開始（ " ）.....	142
道路の区域変更（一般国道378号）.....	142
道路の供用開始（ " ）.....	142
道路の区域変更（県道目黒松丸線）.....	143
道路の供用開始（ " ）.....	143
開発行為に関する工事の完了.....	143

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の名称の変更.....	143
------------------------	-----

正 誤

平成16年11月9日付け第1608号愛媛県告示第2258号（保安林予定森林にする旨の通知）中.....	144
---	-----

告 示

○愛媛県告示第283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 2月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減内容

市町村合併に伴い、長浜町、肱川町及び河辺村を組合から脱退させる。

2 増減年月日

平成17年 1月10日

3 増減許可年月日

平成17年 1月 7日

○愛媛県告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 2月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

市町村合併に伴い、長浜町、肱川町及び河辺村を組合から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から長浜町、肱川町及び河辺村を削る。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成17年 1月10日

(2) 規約の変更年月日

平成17年 1月11日

3 増減等の許可年月日

平成17年 1月 7日

○愛媛県告示第285号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少を許可した。

平成17年 2月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち大洲市、長浜町、肱川町及び河辺村が合併し大洲市となることに伴い、平成17年 1月11日から組合を大洲市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

2 減少年月日

平成17年 1月11日

3 減少許可年月日

平成17年 1月 7日

○愛媛県告示第286号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、長浜町、肱川町及び河辺村が大洲市と合併し大洲市となることに伴い、平成17年1月11日から組合を大洲市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体に大洲市を加えるなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月11日

3 減少等の許可年月日

平成17年1月7日

○愛媛県告示第287号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、長浜町、肱川町及び河辺村が大洲市と合併し大洲市となることに伴い、平成17年1月11日から組合を大洲市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から長浜町、肱川町及び河辺村を削り、大洲市を加えるなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月11日

3 減少等の許可年月日

平成17年1月7日

○愛媛県告示第288号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
野本記念病院	松山市三番町五丁目12番地1	医療法人財団仁清会	平成20年1月31日まで
総合病院松山市民病院	松山市大手町二丁目6番地5	財団法人永頼会	
松山赤十字病院	松山市文京町1番地	日本赤十字社愛媛県支部	
愛媛県立中央病院	松山市春日町83番地	愛媛県	
南松山病院	松山市朝生田町一丁目3番10号	医療法人仁友会	
梶浦病院	松山市三番町四丁目8番地1	梶浦孝允	
愛媛生協病院	松山市来住町1091番地1	愛媛医療生活協同組合	
医療法人愛愛会石川病院	四国中央市上分町732番地1	医療法人愛愛会	
財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	財団法人積善会	
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	住友金属鉱山株式会社別子事業所	
愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	愛媛県	
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	
医療法人同心会西条中央病院	西条市朔日市804番地	医療法人同心会	
横山病院	西条市小松町新屋敷甲286番地	医療法人倬清会	
白石病院	今治市松本町一丁目5番地9	医療法人慈風会	
木原病院	今治市別宮町三丁目7番8号	医療法人聖ルカ会	
三木病院	今治市泉川町一丁目3番45号	医療法人天楽会	
医療法人真泉会第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	医療法人真泉会	
愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	愛媛県	
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	
今治セントラル病院	今治市松本町二丁目6番地6	医療法人杏風会	
大洲中央病院	大洲市東大洲5番地	医療法人北斗会	

喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越26 32番地3	社団法人喜多医 師会
大洲記念病院	大洲市徳森1512番地	医療法人恕風会

第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山城東病院	松山市松末二丁目19番 36号	医療法人社団慈 生会	平成20年 2月11日 まで

○愛媛県告示第 289 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令

○愛媛県告示第 290 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300168115	社会福祉法人内子町 社会福祉協議会	喜多郡内子町内子15 15番地	松 本 義 行	児童居宅介護	内子町社会福祉協議 会居宅支援事業所	喜多郡内子町平岡甲 168番地	平成17年 1月1日
38000300169113	社会福祉法人内子町 社会福祉協議会	喜多郡内子町内子15 15番地	松 本 義 行	児童居宅介護	内子町社会福祉協議 会居宅支援事業所小 田支所	喜多郡内子町小田82 番地	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第 291 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100179114	社会福祉法人内子町 社会福祉協議会	喜多郡内子町内子15 15番地	松 本 義 行	身体障害者居 宅介護	内子町社会福祉協議 会居宅支援事業所	喜多郡内子町平岡甲 168番地	平成17年 1月1日
38000100180112	社会福祉法人内子町 社会福祉協議会	喜多郡内子町内子15 15番地	松 本 義 行	身体障害者居 宅介護	内子町社会福祉協議 会居宅支援事業所小 田支所	喜多郡内子町小田82 番地	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第 292 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200206114	社会福祉法人内子町 社会福祉協議会	喜多郡内子町内子15 15番地	松 本 義 行	知的障害者居 宅介護	内子町社会福祉協議 会居宅支援事業所	喜多郡内子町平岡甲 168番地	平成17年 1月1日
38000200207112	社会福祉法人内子町 社会福祉協議会	喜多郡内子町内子15 15番地	松 本 義 行	知的障害者居 宅介護	内子町社会福祉協議 会居宅支援事業所小 田支所	喜多郡内子町小田82 番地	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第 293 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	氏 名	主たる事務所の所在地	登 録 番 号	登 録 年 月 日	取 消 年 月 日
H・Kカンパニ ー	松木 豪介	松山市祇園町1番12号 アリスト立花406号	愛媛県知事(1)第02098号	平成15年4月24日	平成17年1月26日

○愛媛県告示第294号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド新居浜店
新居浜市郷一丁目355番地1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
代表取締役 山田 昇
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
代表取締役 山田 昇
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年9月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,697平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
181台
イ 駐輪場の収容台数
62台
ウ 荷さばき施設の面積
229平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
131立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口4箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後9時まで

- 2 届出年月日
平成17年1月20日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
(2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第295号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・西大洲地区)の施行を平成17年1月20日認可した。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第296号

今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・苅場森地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・苅場森地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年2月7日から3月7日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第 297 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年1月30日	愛媛県第1214号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地60番地
平成20年1月30日	愛媛県第1215号	混合有機質肥料	混合有機質肥料2号	窒素全量 5.0 りん酸全量 10.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地60番地
平成20年1月30日	愛媛県第1216号	混合有機質肥料	混合有機質肥料3号	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地60番地
平成20年1月21日	愛媛県第1228号	魚廃物加工肥料	戸島漁協廃物加工肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.5 加里全量 1.2	公定規格のとお	戸島漁業協同組合 愛媛県宇和島市戸島2218番地

○愛媛県告示第 298 号

愛媛県民有林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第 222 号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、平成16年度事業から適用する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別表第 1 1 の表 1 の項(1)事業の種目の欄中「開設）」の下に「及び森林施業道整備（開設）」を加える。

○愛媛県告示第 299 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第13条ノ 2 第 1 項の規定に基づく埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

法第13条ノ 2 第 2 項において準用する法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、松山地方局建設部及び松山市役所において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成17年2月4日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 知事 加 戸 守 行

松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松山市大可賀 3 丁目 525 番 4 及び1455番に接する大可賀防潮堤、大可賀 1 号護岸及び大可賀 3 号護岸の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉓の地点と㉑の地点を結ぶ平成 7 年の秋分の満潮位（D.L.+3.53メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（松山市南吉田町無番地の国土地理院松山空港四等三角点）は、北緯33度50分01秒 239、東経 132 度 41分39秒 127 の地点

①点は、基点から真北22度36分44秒1.472.11メートルの地点

②点は、①点から真北 302 度01分09秒 50.31メートルの地点

③点は、②点から真北32度01分09秒 47.00メートルの地点

④点は、③点から真北 302 度01分09秒170.00メートルの地点

⑤点は、④点から真北 212 度01分09秒 30.00メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 302 度01分09秒260.00メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 212 度01分09秒 17.00メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 302 度01分09秒 21.88メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 9 度13分09秒217.33メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 279 度13分09秒1.65メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 9 度13分09秒193.75メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北99度13分09秒1.00メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北87度13分39秒478.58メートルの地点

ウ 面積

260 252.70平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松山市大可賀 3 丁目 525 番 4、525 番 7、525 番 6、830 番 6、830 番 3、830 番12、830 番 4、830 番 7、830 番14、830 番10、525 番10、525 番11、525 番 2、525 番 5、546 番及び1455番の地内並びに同市大可賀 3 丁目 525 番 4 及び1455番に接する大可賀防潮堤、大可賀 1 号護岸及び大可賀 3 号護岸の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉒の地点と㉑の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市南吉田町無番地の国土地理院松山空港四等三角点）は、北緯33度50分01秒239、東経132度41分39秒127の地点

①点は、基点から真北24度31分55秒1.428.49メートルの地点

②点は、①点から真北302度01分09秒583.45メートルの地点

③点は、②点から真北9度13分09秒236.88メートルの地点

④点は、③点から真北279度13分09秒230.00メートルの地点

⑤点は、④点から真北9度13分09秒504.86メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北87度13分39秒684.57メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北176度52分32秒433.98メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北104度46分48秒28.50メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北198度08分11秒62.00メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北90度01分07秒26.89メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北189度32分16秒531.84メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北116度58分33秒211.24メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北147度26分34秒83.96メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北187度46分57秒80.00メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北286度22分53秒39.37メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北5度58分56秒56.00メートルの地点

⑰点は、⑯点から真北321度34分48秒84.73メートルの地点

⑱点は、⑰点から真北290度15分42秒185.05メートルの地点

ウ 面積

653.386.38平方メートル

3 埋立地の用途

(1) 変更前

ふ頭用地	約11.3ヘクタール
保管施設用地	約9.6ヘクタール
危険物取扱施設用地	約1.1ヘクタール
緑地	約1.7ヘクタール
道路用地	約2.2ヘクタール
合計	約25.9ヘクタール

(2) 変更後

ふ頭用地	約11.3ヘクタール
保管施設用地	約9.0ヘクタール
危険物取扱施設用地	約1.7ヘクタール
緑地	約1.7ヘクタール
道路用地	約2.2ヘクタール
合計	約25.9ヘクタール

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成8年3月14日 愛媛県指令7港第492号

5 申請年月日

平成17年1月27日

○愛媛県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 作業種類 公共測量（不動産登記法第17条地図作製）
- 作業期間 平成16年5月1日から平成17年1月12日まで
- 作業地域 松山市高浜町一丁目、二丁目、三丁目、新浜町の各一部地域。

○愛媛県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番77から同字344番78まで	平成17年2月4日
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番79	"
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番9	"

''	''	新居浜市大永山字須領スズ尾344番85	''
''	''	新居浜市大永山字須領スズ尾344番67	''

○愛媛県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市小坂一丁目104番1から 同市枝松三丁目274番8まで	旧	メートル 9.3~9.8	キロメートル 0.227	
			新	9.8~15.2	0.227	

○愛媛県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市和気町一丁目116番5から 同町一丁目1番2まで	旧	メートル 4.5~12.0	キロメートル 0.019	
			新	12.0~19.4	0.019	

○愛媛県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	大洲市梅川407番3	平成17年2月4日

○愛媛県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷714番地先から 同町大谷276番2まで	旧	メートル 4.1~8.9	キロメートル 0.314	
			新	7.3~21.7	0.312	

"	"	大洲市肱川町大谷276番2から 同町大谷793番地先まで	旧	6.4~14.0	0.107	
			新	6.4~14.0 12.9~25.3	0.107 0.056	
"	"	大洲市肱川町大谷793番地先から 同町大谷257番地先まで	旧	2.5~9.3	0.096	
			新	2.5~9.3 7.6~9.9	0.096 0.045	
"	"	大洲市肱川町大谷257番地先から 同町大谷2741番地先まで	旧	2.6~21.5	0.143	
			新	8.4~21.5	0.139	

○愛媛県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南3799番3から 同町川津南3806番1まで	旧	メートル 6.8~8.0	キロメートル 0.051	
			新	9.8~17.2	0.051	

○愛媛県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南3799番3から 同町川津南3806番1まで	平成17年2月4日

○愛媛県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2番耕地540番2から 同字2番耕地535番3まで	旧	メートル 4.0~7.0	キロメートル 0.062	
			新	5.0~15.6	0.062	

○愛媛県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2番耕地540番2から 同字2番耕地535番3まで	平成17年2月4日

○愛媛県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	目黒松丸線	北宇和郡松野町大字富岡2844番3	旧	メートル 5.3～6.3	キロメートル 0.039	
			新	13.5～30.3	0.039	

○愛媛県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	目黒松丸線	北宇和郡松野町大字富岡2844番3	平成17年2月4日

○愛媛県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36号第1項規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成17年2月4日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16四土（開）第13号 平成17年1月21日	四国中央市中之庄町字宮ノ上602番1、603番3、603番4、603番7、 603番8、603番14、603番15、603番16、603番17、603番18、603 番19、603番20、603番22、603番23、603番24、603番25、603番26、 603番27、603番28及び603番29	四国中央市川之江町2893番地1 富士住宅産業株式会社 代表取締役 白石豊信
16松局伊土検（開）第44号 平成17年1月24日	伊予郡松前町大字徳丸字宮ノ前72番2	松山市居相町322番地8 渡部マンション303号 弓立勝利

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、大洲市清和園及び長浜町養護老人ホームさくら苑について、次のとおり名称の変更があった。

平成17年2月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

施設の種 類	施設の名称		所 在 地
老人ホ ーム	新	養護老人ホーム大洲市清和園	大洲市市木1218
	旧	大洲市清和園	
老人ホ ーム	新	大洲市養護老人ホームさくら苑	大洲市柴甲1402-3
	旧	長浜町養護老人ホームさくら苑	

正 誤

○正 誤

平成16年11月9日付け第1608号愛媛県告示第2258号（保安林予定森林にする旨の通知）中

ページ	箇 所	誤	正
1134	1(3)イ中	「並びに植栽の方法・期間及び樹種」を削る。	
1134	2(3)イ中	「並びに植栽の方法・期間及び樹種」を削る。	